

令和 3 年 6 月 7 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和3年第4回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和2年度天草市一般会計)	令和3年 6月7日		
報告第3号	繰越計算書の報告について(令和2年度 天草市水道事業会計)	"		
報告第4号	繰越計算書の報告について(令和2年度 天草市下水道事業会計)	"		
報告第5号	一般財団法人天草下島北部地域観光振 興公社の経営状況の報告について	"		
報告第6号	株式会社うしぶかの経営状況の報告に ついて	"		
報告第7号	株式会社プラスファイブの経営状況の 報告について	"		
報告第8号	有限会社愛夢里の経営状況の報告につ いて	"		
議第99号	天草市個人情報保護条例等の一部を改 正する条例の制定について	"		
議第100号	天草市地域公共交通会議条例の一部を 改正する条例の制定について	"		
議第101号	天草市地区コミュニティセンター条例 の一部を改正する条例の制定について	"		
議第102号	天草市運動広場条例の一部を改正する 条例の制定について	"		
議第103号	天草市税条例等の一部を改正する条例 の制定について	"		
議第104号	天草市税特別措置条例の一部を改正す る条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第105号	天草市国民健康保険保健福祉総合センター条例及び天草市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	令和3年 6月7日		
議第106号	天草市有害鳥獣処理施設条例の制定について	〃		
議第107号	天草市五和海洋レジャーセンター条例を廃止する条例の制定について	〃		
議第108号	天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第109号	財産の取得について	〃		
議第110号	和解について	〃		
議第111号	公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて	〃		
議第112号	市道路線の認定及び廃止について	〃		
議第113号	令和3年度天草市一般会計補正予算（第3号）	〃		

報告第2号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和2年度天草市一般会計補正予算（第9号、第11号、第13号、第14号、第16号、第17号及び第18号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和2年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと応援寄附金推進事業	161,000,000	108,201,000	108,201,000				
		地域情報化事業	458,917,000	447,188,000	139,899,200		307,200,000		88,800
		支所要望対応事業（御所浦支所）	5,000,000	5,000,000					5,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業	29,274,000	26,540,661		26,540,661			
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	18,702,000	8,572,062		8,572,062			
	2 環境費	災害廃棄物処理事業	18,928,000	8,008,000		4,004,000			4,004,000
		汚泥再生処理センター整備事業	16,681,000	16,681,000					16,681,000
5 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）	22,417,000	22,417,000		17,418,000			4,999,000
		養豚農場野生動物侵入防護柵等整備緊急支援事業	10,879,000	10,879,000					10,879,000
		園芸施設整備支援事業	3,510,000	3,510,000		1,755,000			1,755,000
		産地生産基盤パワーアップ事業	211,814,000	211,814,000		162,934,000		1,908,000	46,972,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	65,836,000	57,308,324		48,666,000	8,500,000		142,324
	2 林業費	有害鳥獣資源化事業	53,596,000	41,794,200		29,256,000	11,400,000		1,138,200
		単県治山事業	6,289,000	6,289,000		4,192,000	1,400,000	628,900	68,100
	3 水産業費	水産基盤整備事業	49,000,000	44,199,000		22,530,470	21,100,000		568,530

令和2年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	6次産業化推進事業	50,000,000	50,000,000		50,000,000			
		観光客誘客促進事業	36,004,000	25,159,827	25,159,827				
7 土木費	1 土木管理費	民間建築物耐震改修促進事業	1,000,000	1,000,000		500,000			500,000
		2 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	8,360,000	5,060,000				
	2 道路橋梁費	市道維持補修事業	2,500,000	2,500,000			2,500,000		
		市道改良（交付金）事業	271,627,000	255,186,000		148,616,000	106,300,000		270,000
		市道改良（単独）事業	35,000,000	26,000,000			24,700,000		1,300,000
		3 河川費	単独河川整備事業	27,000,000	23,604,000			23,600,000	
	3 河川費	河川等災害関連事業	46,673,000	46,673,000		28,514,000	17,200,000		959,000
		5 都市計画費	景観からの島づくり事業	37,608,000	37,608,000			35,100,000	
	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業		1,030,193,000	873,450,000		463,300,920	312,300,000		97,849,080
	都市計画道路太田町水の平線整備事業		456,689,000	420,427,000		255,393,150	156,700,000		8,333,850
	公園施設長寿命化対策支援事業		39,148,000	39,148,000		18,100,000	16,700,000		4,348,000
都市公園整備単独事業	21,940,000		21,940,000			18,300,000		3,640,000	
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	16,194,000	16,194,000			16,100,000		94,000

令和2年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	2 小学校費	義務教育支援体制整備事業（小学校）	15,200,000	15,200,000		7,600,000			7,600,000
	3 中学校費	義務教育支援体制整備事業（中学校）	11,200,000	11,200,000		5,600,000			5,600,000
		中学校施設営繕事業	5,184,000	2,401,000			2,200,000		201,000
	6 学校給食費	本渡学校給食センター建設事業	647,625,000	647,625,000		120,867,000	526,700,000		58,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設等）	154,216,000	135,626,000		132,269,646	600,000	512,278	2,244,076
		現年発生補助災害復旧事業（林業施設）	89,643,000	84,286,000		70,222,000	2,800,000		11,264,000
		現年発生単独災害復旧事業（治山施設）	14,550,000	14,550,000		9,700,000	3,300,000	1,455,000	95,000
		現年発生単独災害復旧事業（漁港漁場施設）	7,000,000	7,000,000			6,900,000		100,000
		現年発生補助災害復旧事業（漁港漁場施設）	28,288,000	28,288,000		18,858,000	8,200,000		1,230,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	12,000,000	3,937,000					3,937,000
		現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	951,499,000	928,037,000		619,000,000	280,200,000		28,837,000
	3 文教施設災害 復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公立学校施設）	6,483,000	6,483,000		3,589,000	1,700,000		1,194,000
4 その他公共施設 災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（普通財産）	2,000,000	2,000,000			2,000,000			
計			5,156,667,000	4,748,984,074	273,260,027	2,277,997,909	1,913,700,000	4,504,178	279,521,960

報告第3号

繰越計算書の報告について

令和2年度天草市水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和2年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	市安橋拡張工事に伴う配水管布設工事	円 19,576,000	円 0	円 19,576,000	円 0	円 0	円 19,576,000	円 0	円 0	令和2年度において、市安橋拡張工事に伴い配水管の布設替工事を実施することとしたが、市安橋拡張工事が当初の予定より発注が遅れ繰越工事となったため本工事についても予算を繰越して使用する。
		(仮称)第二天草瀬戸大橋配水管添架に伴う支持金具取付工事	11,850,000	0	11,850,000	0	0	11,850,000	0	0	熊本県発注の(仮称)第二天草瀬戸大橋の橋桁の工場製作に合わせて、水道管支持金具取付を施工することとなり、令和2年度中に発注しなければ、工程全体に支障が出ることから令和2年度に契約し、予算を繰越して使用する。
計			31,426,000	0	31,426,000	0	0	31,426,000	0	0	

報告第4号

繰越計算書の報告について

令和2年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和2年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	本渡浄化センター水処理施設耐震対策事業	円 19,778,000	円 0	円 19,778,000	円 8,479,455	円 0	円 11,298,545	円 0	円 0	国との事業実施に関する協議に不測の期間を要し適正な工期が確保できないため、予算を繰越して使用する。
		小松原雨水幹線整備事業	円 4,000,000	円 0	円 4,000,000	円 0	円 0	円 4,000,000	円 0	円 0	工事区間の一部で、隣接土地所有者より耕地条件の申し出があり一部工事を休止。協議は整ったが、適正工期が確保できないため、予算を繰越して使用する。
計			円 23,778,000	円 0	円 23,778,000	円 8,479,455	円 0	円 15,298,545	円 0	円 0	

報告第5号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第6号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第7号

株式会社プラスファイブの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社プラスファイブの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第8号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 99 号

天草市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(天草市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 天草市個人情報保護条例（平成 18 年天草市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(天草市手数料条例の一部改正)

第 2 条 天草市手数料条例（平成 18 年天草市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 19 号を削り、第 20 号を第 19 号とし、第 21 号から第 127 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年天草市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 100 号

天草市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

天草市地域公共交通会議条例（平成 19 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

第 2 条第 1 号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「一般旅客自動車運送事業」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送に関すること。

第 3 条第 1 項中「11 人」を「12 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 101 号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 御所浦地区コミュニティセンターの項中「天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 5」を「天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 7」に改める。

別表第 2 御所浦地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

御所浦地区コミュニティセンター	会議室	100円	100円
-----------------	-----	------	------

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

御所浦地区コミュニティセンターの移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 102 号

天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市運動広場条例の一部を改正する条例

天草市運動広場条例（平成 18 年天草市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市二浦運動広場の項及び天草市倉岳総合グラウンドテニスコートの項を削る。

別表第 3 天草市倉岳総合グラウンドテニスコート夜間照明施設の項及び天草市栖本河内グラウンド夜間照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

社会体育施設の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 103 号

天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税条例等の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 4 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 7 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 8 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 10 号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

(天草市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 天草市税条例の一部を改正する条例（令和 2 年天草市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、天草市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、天草市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、天草市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、天草市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中天草市税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条の規定 令和4年1月1日
- (3) 第1条中天草市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の天草市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

第3条 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 104 号

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例

天草市税特別措置条例（平成 19 年天草市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（次条において「過疎地域」という。）内において製造の事業」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域（次条において「産業振興促進区域」という。）内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造の事業、情報サービス業等」に、「同法第 30 条」を「同法第 23 条」に、「を新設し、若しくは増設した者、離島振興法」を「の取得等（取得又は制作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした者、離島振興法」に、「において同法第 17 条」を「において同法第 18 条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

第 2 条の見出し中「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に改め、同条中「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に、「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の」を削り、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 12 年自治省令第 20 号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務

省令第31号)」に、「を新設し、又は増設した者」を「の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者」に改め、「かつ」の次に「、土地については」を加える。

第3条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「かつ」の次に「、土地については」を加える。

第4条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「かつ」の次に「、土地については」を加える。

第5条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「かつ」の次に「、土地については」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市税特別措置条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定に基づく過疎地域内において製造の事業、同法第30条に規定する農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に課する固定資産税については、この条例による改正前の天草市税特別措置条例第2条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行等を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 105 号

天草市国民健康保険保健福祉総合センター条例及び天草市保健福祉センター条例の一部
を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険保健福祉総合センター条例及び天草市保健福祉センター条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険保健福祉総合センター条例及び天草市保健福祉センター条例の一部
を改正する条例

(天草市国民健康保険保健福祉総合センター条例の一部改正)

第 1 条 天草市国民健康保険保健福祉総合センター条例（平成 18 年天草市条例第 146 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市国民健康保険新和保健福祉総合センターの項を削る。

第 3 条中「天草市国民健康保険新和保健福祉総合センター及び」及び「これらを」を削り、
同条第 3 号中「地域包括ケアシステム創造」を「地域包括ケアシステム」に改める。

(天草市保健福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 天草市保健福祉センター条例（平成 18 年天草市条例第 149 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条の表新和保健福祉総合センターの項を削る。

別表新和保健福祉総合センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

天草市国民健康保険新和保健福祉総合センター及び新和保健福祉総合センターの廃止に伴い、

条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 106 号

天草市有害鳥獣処理施設条例の制定について

天草市有害鳥獣処理施設条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市有害鳥獣処理施設条例

(設置)

第 1 条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の許可を受けて捕獲された有害鳥獣を処理することによって有害鳥獣の捕獲に従事する者の負担軽減を図り、もって有害鳥獣による農業被害の軽減に資するとともに、処理した有害鳥獣を資源として有効活用することを目的として有害鳥獣処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市有害鳥獣処理施設	天草市新和町小宮地 8919 番地

(休業日及び利用時間)

第 3 条 天草市有害鳥獣処理施設（以下「処理施設」という。）の休業日及び利用時間は、規則で定める。

(有害鳥獣の種類)

第 4 条 処理施設で処理する有害鳥獣は、市内で捕獲されたイノシシ（規則で定める要件に該当するものを除く。）とする。

(利用者)

第 5 条 処理施設を利用できる者は、天草市から法第 9 条第 1 項の許可を得ている者とする。

2 市長は、処理施設の維持管理上の必要又は施設の保全に支障があると認めるときは、利用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(提案理由)

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 107 号

天草市五和海洋レジャーセンター条例を廃止する条例の制定について

天草市五和海洋レジャーセンター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市五和海洋レジャーセンター条例を廃止する条例

天草市五和海洋レジャーセンター条例（平成 18 年天草市条例第 217 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

五和海洋レジャーセンターの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 108 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 18 年天草市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宮崎一般住宅の項、浦越一般住宅 9 号棟の項、深海一般住宅の項、二浦一般住宅の項、馬場上一般住宅 1 号棟の項、馬場上一般住宅 4 号棟の項及び井立一般住宅の項を削る。

別表第 3 馬場上一般住宅 1 号棟の項及び馬場上一般住宅 4 号棟の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 109 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 小型動力ポンプ更新に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 19,800,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市有明町赤崎2007番地3
名称 株式会社鍬田電設
代表者 代表取締役 鍬田 豊男 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

品名	附属品 (1台当たり)	対象消防団		台数	納入場所	納入期限
		方面隊	分団・部			
小型動力ポンプ10台 (水冷式)	吸管 1本 吸管ストレーナ 1個 吸管ちりよけ籠 1個 吸管まくら木 1個 吸管ロープ 1本 充電器 1台 ポンプ工具 1式	本渡	第2分団第3部	1台	天草市役所 本庁	令和4年2月25日
			第4分団第1部	1台		
			第4分団第2部	1台		
			第7分団第2部	1台		
			第7分団第3部	1台		
			第8分団第4部	1台		
			第9分団第3部	1台		
		新和	第1分団第2部	1台	天草市役所 新和支所	
		天草	第1分団第2部	1台	天草市役所 天草支所	
			第2分団第1部	1台		

議第 110 号

和解について

市が支払った平成 17 年 1 月分から平成 17 年 9 月分までの介護給付費に関して介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき返還を求めた件に関し、次のとおり和解するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 和解の相手方

医療法人社団 本田会

2 和解内容

- (1) 相手方は、市に対し、本件の返還金として、金 203,729 円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、本件に関し、その余の請求を放棄する。
- (3) 相手方は、市に対し、市が発行する納付書が相手方に到着した後、遅滞なく当該納付書により金 203,729 円を支払うものとする。
- (4) 市及び相手方は、本和解内容に定めるもののほか、本件に関し、市及び相手方の間に何らの債権債務関係が存在しないことを相互に確認する。

（提案理由）

和解を成立させるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 1 号

公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて

公有水面埋立免許に関しては、免許権者（熊本県知事）に対し、次のとおり意見を述べるものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 出願者の住所及び氏名

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 道路管理者 熊本県

2 埋立位置及び埋立区域

(1) 埋立位置

1 工区

天草市有明町大浦字赤岩 5 5 番 5、5 4 番 1、5 3 番 1、字下小畦 4 9 番 1、4 5 番 5、4 5 番 4 及び 4 5 番 1 に隣接する道路に隣接する無番地地先の公有水面

2 工区

天草市有明町大浦字下小畦 4 5 番 3、4 4 番 6 及び 4 4 番 5 に隣接する無番地地先の公有水面

(2) 埋立区域

1 工区

次の①の地点から②の地点を順次に直線で結んだ線及び②の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点 三等三角点黒洲（北緯 3 2 度 3 0 分 0 7 . 7 8 3 4 秒 東経 1 3 0 度 2 3 分 0 6 . 3 2 2 7 秒）から 3 0 1 度 5 8 分 1 7 秒 1 6 6 2 . 9 2 2 m の地点

②の地点 ①の地点から 2 4 1 度 5 3 分 3 5 秒 1 5 . 5 3 9 m の地点

③の地点 ②の地点から 2 0 1 度 4 4 分 3 1 秒 2 . 8 3 0 m の地点

④の地点	③の地点から	188度41分19秒	2.973mの地点
⑤の地点	④の地点から	188度36分10秒	1.789mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	189度33分19秒	4.879mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	194度37分07秒	3.837mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	186度04分22秒	23.419mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	270度19分30秒	1.744mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	269度37分54秒	2.240mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	179度49分10秒	0.120mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	179度15分14秒	6.728mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	172度35分50秒	6.802mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	172度13分47秒	7.685mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	171度00分43秒	3.062mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	173度52分56秒	2.402mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	174度00分19秒	6.765mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	169度43分55秒	6.217mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	170度59分46秒	3.409mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	175度27分47秒	3.100mの地点
㉑の地点	㉑の地点から	180度00分49秒	1.480mの地点

2 工区

次の①の地点から④の地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点 三等三角点黒洲（北緯32度30分07.7834秒 東経130度23分06.3227秒）から301度13分00秒 1637.155mの地点

②の地点	①の地点から	268度54分12秒	4.688mの地点
③の地点	②の地点から	272度44分52秒	5.048mの地点
④の地点	③の地点から	266度19分02秒	4.544mの地点

3 埋立地の用途

工区	用途	利用計画	面積 (㎡)
----	----	------	--------

1 工区	道路用地	道路敷	146.91m ²
		護岸	54.51m ²
		計	201.42m ²
2 工区	道路用地	道路敷	18.43m ²
		護岸	5.00m ²
		計	23.43m ²

4 埋立地の面積

1 工区 201.42平方メートル

2 工区 23.43平方メートル

合 計 224.85平方メートル

意見 公有水面埋立免許をされることについては、何ら異議ありません。

(提案理由)

埋立免許権者に対して公有水面埋立免許に関する意見を述べようとするときは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 2 号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
3 3 4 2	早浦四名田 線	天草市二浦町早浦字 小舗ヶ浦 1 4 6 番地 先	天草市河浦町今富字 鬼塚 1 9 0 7 番 2 地 先	3,741.2	3.9~ 15.3

2 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
2 6 7 6	四名田線	天草市河浦町今富字 山木ヶ浦 2 0 0 5 番 1 地先	天草市河浦町今富字 鬼塚 1 9 0 7 番 2 地 先	2,002.0	3.9~ 15.3

(提案理由)

市道の路線を認定及び廃止するには、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 3 号

令和 3 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度天草市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,747,406 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,280,730 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		291,750	1,197	292,947
	1 分担金	54,906	1,197	56,103
15 国庫支出金		7,453,639	126,436	7,580,075
	2 国庫補助金	1,656,080	126,436	1,782,516
16 県支出金		4,135,392	184,954	4,320,346
	2 県補助金	1,417,801	184,954	1,602,755
19 繰入金		2,012,156	585,924	2,598,080
	2 基金繰入金	2,012,156	585,924	2,598,080
21 諸収入		603,619	29,095	632,714
	5 雑入	596,409	29,095	625,504
22 市債		3,880,200	819,800	4,700,000
	1 市債	3,880,200	819,800	4,700,000
補正されなかった款項に係る額		33,156,568		33,156,568
歳入合計		51,533,324	1,747,406	53,280,730

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,977,536	984,892	8,962,428
	1 総務管理費	7,232,852	971,364	8,204,216
	4 戸籍住民基本台帳費	165,616	13,528	179,144
3 民生費		17,385,863	143,733	17,529,596
	3 児童福祉費	6,309,133	143,733	6,452,866
4 衛生費		6,423,340	5,808	6,429,148
	4 水道費	578,625	5,808	584,433
5 農林水産業費		2,188,591	97,863	2,286,454
	1 農業費	1,368,889	7,800	1,376,689
	2 林業費	265,484	25,982	291,466
	3 水産業費	554,218	64,081	618,299
6 商工費		1,649,496	226,262	1,875,758
	1 商工費	1,649,496	226,262	1,875,758
7 土木費		2,874,388	124,958	2,999,346
	1 土木管理費	175,292	32,080	207,372
	2 道路橋梁費	945,094	61,790	1,006,884
	3 河川費	174,854	6,000	180,854
	4 港湾費	90,572	6,000	96,572
	7 住宅費	287,498	19,088	306,586

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		3,486,819	163,890	3,650,709
	2 小学校費	290,920	47,537	338,457
	3 中学校費	252,288	1,797	254,085
	7 社会教育費	598,905	114,556	713,461
補正されなかった款項に係る額		9,547,291		9,547,291
歳出合計		51,533,324	1,747,406	53,280,730

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スポーツ拠点施設整備事業	令和4年度	1,796,180
新和緑の村指定管理料	令和4年度～令和6年度	24,102
恐竜の島博物館整備事業	令和4年度～令和5年度	1,411,000

2 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和3年度漁業経営安定資金利子等補給（新型コロナウイルス対策事業）	令和4年度～ 令和13年度	8,441	令和4年度～ 令和13年度	22,189

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公文書館整備事業	141,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることがで きる。
児童福祉施設整備事業	60,200	〃	〃	〃
治山事業	3,900	〃	〃	〃
宅地耐震化事業	4,000	〃	〃	〃
資料館整備事業	23,000	〃	〃	〃

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共交通対策事業	244,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還もしくは低 利に借換えるこ とができる。	265,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
コミュニティセンター整備 事業	29,900	〃	〃	〃	130,000	〃	〃	〃
体育施設整備事業	11,600	〃	〃	〃	171,500	〃	〃	〃
普通財産施設整備事業	21,700	〃	〃	〃	78,400	〃	〃	〃
漁港施設整備事業	146,600	〃	〃	〃	166,100	〃	〃	〃
観光施設整備事業	23,800	〃	〃	〃	111,700	〃	〃	〃
道路橋梁整備事業	221,000	〃	〃	〃	272,700	〃	〃	〃
河川整備事業	47,100	〃	〃	〃	53,100	〃	〃	〃
港湾改修事業	51,700	〃	〃	〃	57,400	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	44,100	〃	〃	〃	91,600	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	53,400	〃	〃	〃	55,100	〃	〃	〃
文化施設整備事業	4,000	〃	〃	〃	33,700	〃	〃	〃